

土庄町移住促進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市からの移住を促進することによって都市住民と地域住民との交流の場を増加させ、移住者の知識、経験等を活かした新たな地域づくりによって地域力の向上を図るため、島外からの移住者に対し、予算の範囲内で交付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 平成23年4月1日以降に永住の意思をもって本町に住民登録し、かつ、生活の本拠を町内に置くことをいう。ただし、Uターンにあつては、町外に15年以上継続して住所を有した後に、転入した場合に限るものとする。
- (2) 空き家 土庄町空き家バンクに登録している物件をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空き家を取得、又は賃借した者
- (2) 平成23年4月1日以後に土庄町の住民となった者
- (3) 永住を目的とし、現に居住している者
- (4) この交付金の適用を受けていない者

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、移住者1人につき5万円とし、1世帯当たり20万円を上限とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、移住後1年以内に土庄町移住促進事業交付金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは交付を決定し、土庄町移住促進事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付金の取消し及び返還)

第7条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は交付金交付決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 移住を目的とする者が3年以内に町外へ住所を移転したとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正手段により、交付金の交付決定を受け、又は交付金の交付

を受けたとき。

2 町長は、前項に規定する処分を決定したときは、土庄町移住促進事業交付金交付（全部・一部）取消決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

土庄町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

土庄町移住促進事業交付金交付申請書

土庄町移住促進事業交付金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付金申請額 _____円
- 2 既申請人数 _____人 今回申請人数 _____人
- 3 住民となった世帯員氏名 _____

- 4 前住所 _____
- 5 転入年月日 _____年 _____月 _____日
- 6 添付書類
 - ・転入を証明する書類(住民票の写し等)
 - ・賃借契約書又は売買契約書の写し
 - ・確約書(別紙)
 - ・その他の書類(_____)その他の書類は、必要に応じて添付すること。

別紙

確約書

私は、永住の意思をもって土庄町に住民登録し、地域住民との交流を積極的に図ることを確約します。

なお、土庄町移住促進事業交付金交付要綱第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った交付金を返還します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

土庄町長 様

様式第2号(第6条関係)

年 第 月 号 日

様

土庄町長 

土庄町移住促進事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土庄町移住促進事業交付金については、
下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 _____円
- 2 既申請人数 _____人 今回申請人数 _____人
- 3 住民となった世帯員氏名 _____

第 号
年 月 日

様

土庄町長 

土庄町移住促進事業交付金交付(全部・一部)取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した土庄町移住促進事業交付金については、土庄町移住促進事業交付金交付要綱第7条の規定により、当該交付金交付の(全部・一部)を取消したので通知します。

なお、既に交付した交付金については、同条の規定により、下記の期日までに返還してください。

記

交付決定額	円
取 消 額	円
取消しの理由	
返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます(なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しの訴えは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、土庄町を被告として提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。